

瀬戸市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第14号

瀬戸市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市障害者自立支援法施行細則（平成19年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（介護給付費等の支給決定の申請）</p> <p>第2条 省令第7条第1項及び第34条の31の規定による申請は、（<u>介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費</u>）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。</p> <p>（介護給付費等の支給決定の通知等）</p> <p>第4条 市長は、第2条の申請に対し支給の決定を行ったときは、（<u>介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費</u>）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により当該申請者に通知するとともに、<u>省令第7条第1項による申請には障害福祉サービス受給者証を当該申請者に交付し、省令第34条の31による申請には地域相談支援受給者証を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（介護給付費等支給決定の変更の申請）</p> <p>第5条 省令第17条の規定による申請は、（介</p>	<p>（介護給付費等の支給決定の申請）</p> <p>第2条 省令第7条第1項の規定による申請は、（<u>介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費</u>）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。</p> <p>（介護給付費等の支給決定の通知等）</p> <p>第4条 市長は、第2条の申請に対し支給の決定を行ったときは、（<u>介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費</u>）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により申請者に通知するとともに、障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（介護給付費等支給決定の変更の申請）</p> <p>第5条 省令第17条の規定による申請は、（介</p>

護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書によるものとする。

(介護給付費等支給決定の変更の通知等)

第6条 市長は、前条の申請に対し、又は職権により支給決定の変更の決定を行ったときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 <省略>

(介護給付費等の支給決定の取消しの申請等)

第7条 第4条第1項の決定を受けた者は、法第25条第1項又は第51条の10第1項各号のいずれかに該当した場合は、介護給付費等支給(給付)決定取消申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、支給決定の取消しの決定を行ったときは、介護給付費等支給(給付)決定取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(サービス等利用計画案の提出)

第8条 市長は、第2条及び第6条の申請者に対し、法第22条第4項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求め、支給決定の参考にすることができる。この場合において、提出を求めるときはサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書(以下この条において「依頼書」という。)によるものとする。

2 依頼書を受けた申請者は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書によりサービス等利用計画案を作成する指定特定相談支援事業者を市長に届け出るものとする。

護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書によるものとする。

(介護給付費等支給決定の変更の通知等)

第6条 市長は、前条の申請に対し、又は職権により支給決定の変更の決定を行ったときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 <省略>

(介護給付費等の支給決定の取消しの通知)

第7条 市長は、法第25条第1項の規定により支給決定の取消しの決定を行ったときは、介護給付費等支給決定取消通知書により通知するものとする。

3 依頼書を受けた申請者は、指定特定相談支援事業者を変更するときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により、新たに契約した指定特定相談支援事業者を市長に届けるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第9条 <省略>

（受給者証の再交付の申請）

第10条 省令第23条第1項の規定による申請は、受給者証再交付申請書によるものとする。

（特例介護給付費等の支給申請）

第11条 省令第31条及び第34条の53の規定による申請は、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書によるものとする。

（特例介護給付費等の額）

第12条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、法第30条第2項の規定により基準とされる額とし、特定地域相談支援給付費の額は、法第51条の15第2項により基準とされる額とする。

（介護給付費等の額の特例）

第13条 <省略>

（計画相談支援給付費等の支給申請等）

第14条 省令第34条の54第1項の規定による申請は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対し、法第51条の17第1項に規定するサービス利用支援及び継続サービス利用支援を受けたと認める場合に支給決定を行うものとする。

3 市長は、前項の支給決定を行ったときは、計

（申請内容の変更の届出）

第8条 <省略>

（受給者証の再交付の申請）

第9条 省令第23条第1項の規定による申請は、障害福祉サービス受給者証再交付申請書によるものとする。

（特例介護給付費等の支給申請）

第10条 省令第31条の規定による申請は、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費）支給申請書によるものとする。

（特例介護給付費等の額）

第11条 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、法第30条第2項の規定により基準とされる額とする。

（介護給付費等の額の特例）

第12条 <省略>

（サービス利用計画作成費の支給申請）

第13条 省令第32条の3第1項の規定による申請は、サービス利用計画作成対象障害者等認定申請書によるものとする。

画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給  
通知書により当該申請者に通知するとともに、  
必要な情報を障害福祉サービス受給者証に記載  
する。

4 市長は、第1項の申請に対し不支給の決定を  
行ったときは、計画相談支援給付費・障害児相  
談支援給付費却下通知書により当該申請者に通  
知するものとする。

(モニタリング期間の変更)

第15条 市長は、継続サービス利用支援にかか  
るモニタリング期間を変更する場合は、モニタ  
リング期間変更通知書により、前条第3項に規  
定する支給決定を受けた者に通知するものとす  
る。

(サービス利用計画作成費の支給の取消しの申  
請等)

第16条 第14条第3項に規定する決定を受け  
た者は、省令第34条の5第1項各号のいず  
れかに該当する場合は、計画相談支援給付費・  
障害児相談支援給付費支給取消申請書を市長に  
提出するものとする。

2 市長は、前項による申請に対し、支給決定の  
取消しを行ったときは、計画相談支援給付費・  
障害児相談支援給付費支給取消通知書により当  
該申請者に通知するものとする。

(サービス利用計画作成費の支給認定の通知  
等)

第14条 省令第32条の3第3項の規定による  
通知は、サービス利用計画作成対象障害者等認  
定通知書によるものとする。

2 市長は、前条の申請に対し不認定の決定を行  
ったときは、サービス利用計画作成対象障害者  
等認定申請却下通知書により申請者に通知する  
ものとする。

(サービス利用計画作成費の支給の取消しの通  
知)

第15条 省令第32条の4第2項の規定による  
通知は、サービス利用計画作成対象障害者等認  
定取消通知書によるものとする。

<p>(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)</p>	<p>(高額障害福祉サービス費の支給申請)</p>
<p>第17条 省令第65条の9の2第1項の規定による申請は、<u>高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</u>によるものとする。</p>	<p>第16条 省令第34条第1項の規定による申請は、<u>高額障害福祉サービス費支給申請書</u>によるものとする。</p>
<p>(高額障害福祉サービス等給付費の支給決定の通知等)</p>	<p>(高額障害福祉サービス費の支給決定の通知等)</p>
<p>第18条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、<u>高額障害福祉サービス等給付費支給決定通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>第17条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、<u>高額障害福祉サービス費支給決定通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p>
<p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、<u>高額障害福祉サービス等給付費不支給決定通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、<u>高額障害福祉サービス費不支給決定通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(特定障害者特別給付費の支給申請)</p>	<p>(特定障害者特別給付費の支給申請)</p>
<p>第19条 省令第34条の3第1項の規定による申請は、(介護給付費 訓練等給付費 <u>特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費</u>)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。</p>	<p>第18条 省令第34条の3第1項の規定による申請は、(介護給付費 訓練等給付費 <u>特定障害者特別給付費</u>)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。</p>
<p>(特定障害者特別給付費の支給決定の通知等)</p>	<p>(特定障害者特別給付費の支給決定の通知等)</p>
<p>第20条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、(介護給付費 訓練等給付費 <u>特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費</u>)支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>第19条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、(介護給付費 訓練等給付費 <u>特定障害者特別給付費</u>)支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により申請者に通知するものとする。</p>
<p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、介護給付費等申請却下決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、介護給付費等申請却下決定通知書により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(特定障害者特別給付費の支給申請の内容の変更届)</p>	<p>(特定障害者特別給付費の支給申請の内容の変更届)</p>
<p>第21条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第20条 &lt;省略&gt;</p>
<p>(特例特定障害者特別給付費の支給申請)</p>	<p>(特例特定障害者特別給付費の支給申請)</p>

<p>第22条 省令第34条の4第1項の規定による申請は、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書によるものとする。</p> <p>（特例特定障害者特別給付費の支給決定の通知等）</p>	<p>第21条 省令第34条の4第1項の規定による申請は、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費）支給申請書によるものとする。</p> <p>（特例特定障害者特別給付費の支給決定の通知等）</p>
<p>第23条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、介護給付費等申請却下決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の額の変更の通知）</p>	<p>第22条 市長は、前条の申請に対し支給の決定を行ったときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費）支給決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前条の申請に対し不支給の決定を行ったときは、介護給付費等申請却下決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費の額の変更の通知）</p>
<p>第24条 省令第34条の5第1項の規定による通知は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書によるものとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費等の支給の取消しの通知）</p>	<p>第23条 省令第34条の5第1項の規定による通知は、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書によるものとする。</p> <p>（特定障害者特別給付費等の支給の取消しの通知）</p>
<p>第25条 省令第34条の6第1項の規定による通知は、（特定障害者特別給付費 特例特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定取消通知書によるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の申請）</p>	<p>第24条 省令第34条の6第1項の規定による通知は、（特定障害者特別給付費 特例特定障害者特別給付費）支給決定取消通知書によるものとする。</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の申請）</p>
<p>第26条 &lt;省略&gt;</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の通知等）</p>	<p>第25条 &lt;省略&gt;</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の通知等）</p>
<p>第27条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の変更の申請）</p>	<p>第26条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>（自立支援医療費の支給認定の変更の申請）</p>
<p>第28条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第27条 &lt;省略&gt;</p>

<p>( 自立支援医療費支給認定の変更の通知等 )</p> <p><u>第 2 9 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療費支給認定の取消しの通知 )</p> <p><u>第 3 0 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療費支給認定申請の内容の変更の届出 )</p> <p><u>第 3 1 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療受給者証の再交付の申請 )</p> <p><u>第 3 2 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 基準該当療養介護医療費の支給申請 )</p> <p><u>第 3 3 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 基準該当療養介護医療費の支給決定の通知等 )</p> <p><u>第 3 4 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 補装具費の支給申請 )</p> <p><u>第 3 5 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 補装具費の支給決定の通知等 )</p> <p><u>第 3 6 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 諸書類の様式 )</p> <p><u>第 3 7 条</u> &lt; 省略 &gt;</p>	<p>( 自立支援医療費支給認定の変更の通知等 )</p> <p><u>第 2 8 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療費支給認定の取消しの通知 )</p> <p><u>第 2 9 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療費支給認定申請の内容の変更の届出 )</p> <p><u>第 3 0 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 自立支援医療受給者証の再交付の申請 )</p> <p><u>第 3 1 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 基準該当療養介護医療費の支給申請 )</p> <p><u>第 3 2 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 基準該当療養介護医療費の支給決定の通知等 )</p> <p><u>第 3 3 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 補装具費の支給申請 )</p> <p><u>第 3 4 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 補装具費の支給決定の通知等 )</p> <p><u>第 3 5 条</u> &lt; 省略 &gt;</p> <p>2 &lt; 省略 &gt;</p> <p>( 諸書類の様式 )</p> <p><u>第 3 6 条</u> &lt; 省略 &gt;</p>
---	---

## 附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。